

野辺地町地域福祉計画

令和 3 年度～7 年度

計画素案



野辺地町特別観光大使『じ〜の』

令和 3 年 3 月

野辺地町

(裏白)

ごあいさつ（省略）

野辺地町長

(裏白)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画の策定方法	3
第5節 地域福祉にかかる制度の動向	5
第2章 地域福祉の現状と課題	6
第1節 当町の現状.....	7
第2節 当町の地域福祉に必要なこと	17
第3章 基本方針.....	21
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策体系.....	24
第4節 SDGsの推進	25
第4章 推進施策.....	26
目標1 明るい社会と福祉の担い手づくり	27
施策 1.1 福祉の心を育む学習・交流の推進	27
施策 1.2 地域福祉の担い手の育成.....	29
施策 1.3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進	31
目標2 地域福祉活動の環境づくり	34
施策 2.1 相談支援体制の充実	34
施策 2.2 協働による地域福祉活動の推進	37
目標3 安心と安全を守る地域づくり	40
施策 3.1 安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成	40
目標4 より良い地域福祉の体制づくり	42
施策 4.1 質の高い支援のための連携体制の強化・充実	42
第5章 推進体制	44
第1節 推進体制の構築	45
第2節 PDCAサイクルによる推進	45
第3節 評価指標の設定	46

第 6 章 参考資料.....	47
1 野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱及び委員名簿	48
2 計画の策定経過	56



第 1 章 計画策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

国全体で人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、人と人とのつながりの希薄化や社会からの孤立するケースが顕在化してきました。また、ダブルケア¹や8050問題²といった複合的な課題が絡み合うケース、既存制度では対応できない「制度のはざま問題」も増えており、支援のあり方の多様化が求められています。

国では、社会情勢の変化に対応するため、介護保険サービスの一部を町民主体型に移行する介護保険制度改正をはじめ、様々な法改正や制度改正を進めてきました。その中で「地域福祉計画」の策定を市町村に努力義務に定める社会福祉法の一部改正も行い、平成30年4月から施行されています。また、令和2年6月に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」ことをはじめとした、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布したところです（令和3年4月1日施行）。

野辺地町（以下、「当町」という）では、地域を取り巻く環境の変化、福祉に関する制度改正等を踏まえ、「誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指す」という理念と、町民同士がお互いを支え合う地域づくりを進める仕組みを構築するため、「野辺地町地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

町政では、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」（令和3～12年度）の実現に向け、保健・医療・福祉分野の上位計画として各個別計画の指針となるものです。

また、「野辺地町協働のまちづくり指針」、当町の関連計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画と整合性を図っています。

¹ ダブルケア：介護と育児が同時期に発生する状態

² 8050問題：高齢の親（80代）が中高年（50代）の子どもの生活を支えている状態



第3節 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間です。

なお、最終年度に計画内容を見直し、次期計画を策定する予定です。

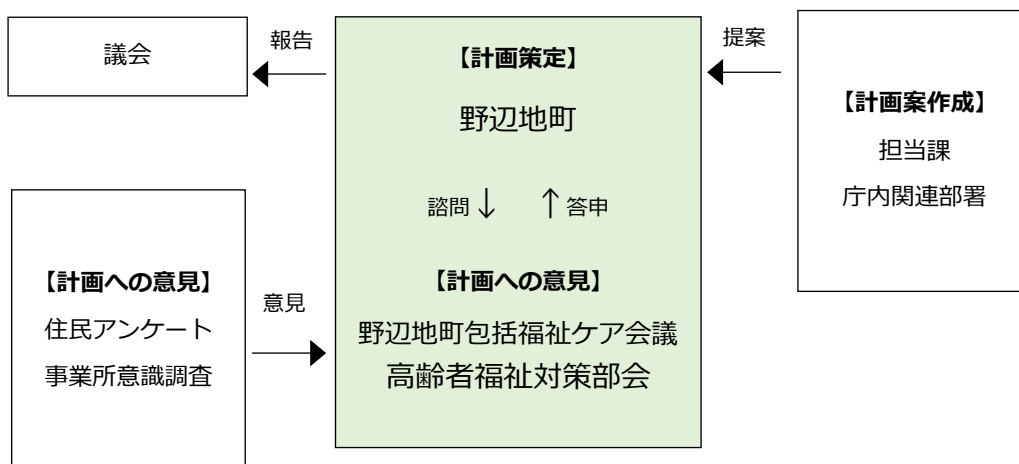
◆計画期間

令和	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
総合計画	10 年間									
地域福祉計画	本計画（5 年間）					次期計画 ※予定				

第4節 計画の策定方法

本計画は、町民アンケート、事業所アンケート、パブリックコメントを通じて幅広い意見を収集し、庁内における関連事業の検討を踏まえ、有識者・関係機関等で構成する「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」において実践的かつ専門的な知見をもって内容を検討し、策定しました。

◆計画の策定体制





◆アンケート等の概要

【町民アンケート】	
目的	支え合いの実態、地域福祉に関する意識・意見の把握
調査対象	20 歳以上の町民 800 人
調査期間	令和 2 年 9 月 3 日～9 月 18 日（最終受付 9 月 30 日）
調査方法	無記名によるアンケート調査 調査票の郵送配付・郵送回収
回答数（回答率）	389 票（回答率 48.6%）
【事業所アンケート】	
目的	事業運営の状況、地域福祉に関する意見の把握
調査対象	23 事業所（町内に住所を有する事業所）
調査期間	令和 2 年 9 月 3 日～9 月 18 日（最終受付 9 月 18 日）
調査方法	無記名によるアンケート調査 調査票の郵送配付・郵送回収
回答数（回答率）	19 票（回答率 82.6%）
【パブリックコメント】	
目的	計画（案）に関する意見・提案の把握
調査期間	令和 3 年 3 月 10 日～3 月 24 日（最終受付 3 月 24 日）
実施方法	町ホームページ、町役場、公共施設等での閲覧
意見方法	意見書の持参、郵送、電子メール、FAX 等による提出
意見件数	●人（●件）



第5節 地域福祉にかかる制度の動向

国は、現行の縦割りの制度では対応できない課題の解決に向けて、誰かの困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として支え合う包括的支援体制を構築し、地域全体の豊かな暮らしにつながる「地域共生社会」の実現を目指す「4つの柱」を示しました。

さらに、「4つの柱」を推進するため、社会福祉法が平成29年6月に改正・公布され、平成30年4月1日に施行されました。

地域共生社会の実現に向けた4つの柱

- 1 地域課題の解決力の強化
- 2 地域丸ごとのつながりの強化
- 3 地域を基盤とする包括的支援の強化
- 4 専門人材の機能強化・最大活用

出典：平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

社会福祉法（平成29年6月2日改正） ※一部要約

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

また、令和2年6月の社会福祉法改正では、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。



第 2 章 地域福祉の現状と課題



第1節 当町の現状

1 人口

当町の人口は昭和55年をピークに減少に転じてから、平成7年から平成12年にかけて微増したものの、それ以降は再び減少が続いています。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、人口に占める割合は年少人口がおおよそ10人に1人、高齢者がおおよそ3人に1人となっています。

今後の長期的な人口推計を見ても人口減少と少子高齢化がさらに進む見通しです。

◆人口（単位：人、％）

※構成比の端数未調整

項目		実績				推計		
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
人口		16,012	15,218	14,314	13,524	12,711	11,873	11,061
年少人口 (0～14 歳)	人数	2,228	1,916	1,612	1,425	1,253	1,150	1,108
	構成比	13.9	12.6	11.3	10.5	9.9	9.7	10.0
生産年齢人口 (15～64 歳)	人数	10,429	9,453	8,473	7,513	6,577	5,785	5,218
	構成比	65.1	62.1	59.2	55.6	51.7	48.7	47.2
老年人口 (65 歳以上)	人数	3,335	3,847	4,166	4,565	4,881	4,938	4,735
	構成比	20.8	25.3	29.1	33.8	38.4	41.6	42.8

資料：平成27年まで国勢調査、令和2年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口（平成 30年推計）」

人口減少の要因は出生数減少と転出超過です。特に若い世代が転出超過によって減少している影響から、近年の出生数は以前の年間100人台から年間50人台に減少しています。

一方、高齢化の影響で死亡数は増加しており、「自然減」の状態が続いています。

◆出生数・死亡数（単位：人）

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
出生数	120	118	89	68	56
死亡数	146	172	195	188	192

資料：青森県人口推計月報（1～12月合計）



2 世帯

当町の世帯数は平成12年以降減少し、平成27年は5,565世帯です。

世帯の種別で見ると核家族世帯は減少、高齢者世帯は増加しています。特に高齢者単身世帯が平成22年から平成27年にかけて95世帯増加しており、年間で平均すると、毎年20世帯弱の増加となります。

1世帯平均人員は昭和30年から減り続けており、世帯の小規模化がますます進んでいます。

◆世帯（単位：世帯、人）

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22→27 年 増減数
世帯数	6,057	5,880	5,766	5,565	−201
核家族世帯	3,380	3,228	3,105	3,023	−82
高齢者単身世帯	503	635	706	801	95
高齢者のみの世帯	551	625	681	741	60
1世帯平均人員	2.6	2.6	2.5	2.4	−0.1

資料：国勢調査

3 子ども

社会潮流である男女の働き方の変化と、国を挙げた少子化対策として仕事と育児の両立支援を背景に、子どもに関わる福祉ニーズが高まっています。

出生数が減少しているものの、保育園の児童数はほぼ横ばいで推移しています。中には定員を上回る保育園もあります。

幼稚園利用者は減少傾向で推移しており、平成30年度以降は定員を下回っています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全国で始まり、保育園の利用ニーズがさらに高まることが予想されます。

◆保育園・幼稚園の児童数（単位：人、か所）

項目		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
保育園 (認可、認可外含む)	児童数	304	310	293	304	296
	か所数	5	5	5	5	5
幼稚園 (私立のみ)	児童数	80	67	60	56	42
	か所数	1	1	1	1	1

資料：第二期野辺地町子ども・子育て支援事業計画（各年5月1日現在）



少子化によって小学生も減少している中、放課後児童クラブの利用者数は、低学年、高学年ともに増加する傾向です。

◆放課後児童クラブの利用者数（単位：人）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
低学年（1～3 年生）	121	86	92	129	130
高学年（4～6 年生）	13	19	14	18	30
実施か所	3	3	3	3	3

資料：第二期野辺地町子ども・子育て支援事業計画（各年5月1日現在）

令和元年度末現在、町内の特別支援学級に通学する児童生徒数は、小学校11名、中学校6名です。

県内の特別支援学校に通学する児童生徒は、小学部5名、中学部5名です。

◆小・中学校の特別支援学級の学級数・児童生徒数数（単位：学級、人）

項目		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	児童生徒数	10	14	14	13	11
	学級数	6	7	7	7	7
中学校	児童生徒数	4	5	7	8	6
	学級数	2	2	2	2	2
合計	児童生徒数	14	19	21	21	17
	学級数	8	9	9	9	9
特別支援学校	小学部児童数	4	4	4	5	5
	中学部児童数	2	2	2	3	5

資料：学齢簿（各年度3月末現在）



4 要支援・要介護認定者

当町の平均寿命は年々伸びており、平成27年データは男性78.6年、女性86.3年です。しかしながら、平均寿命の伸びに伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数は増加しています。特に平成30年度から令和元年度にかけて平成27年以降で最も多い20人の増加となっています。

令和元年度の要支援・要介護認定率は18.5%であり、ほぼ横ばいで推移しています。そのうち、比較的軽度の要支援1・2は21.6%、要介護1・2は38.4%、中・重度の要介護3～5は40%であり、要介護3～5の割合が多くなっています。

今後は団塊世代が75歳以上を迎えることも影響し、令和7年度推計は要支援・要介護認定者数が970人程度に増加する見通しです。また、要介護3～5の割合が増える見通しです。

◆第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数（単位：人、%）

区分		実績					推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年
要支援1	人数	108	91	62	92	102	107
	構成比	12.4	10.2	7.2	10.4	11.2	11.0
要支援2	人数	80	87	87	84	94	99
	構成比	9.2	9.8	10.1	9.5	10.4	10.2
要介護1	人数	189	193	180	199	186	197
	構成比	21.7	21.6	21.0	22.5	20.5	20.2
要介護2	人数	178	165	163	164	162	165
	構成比	20.4	18.5	19.0	18.5	17.9	16.9
要介護3	人数	94	105	118	105	114	131
	構成比	10.8	11.8	13.8	11.8	12.6	13.4
要介護4	人数	107	132	135	133	133	141
	構成比	12.2	14.8	15.7	15.0	14.7	14.5
要介護5	人数	116	119	113	109	115	134
	構成比	13.3	13.3	13.2	12.3	12.7	13.8
計		872	892	858	886	906	974
認定率		18.8	18.9	17.7	18.2	18.5	20.0

資料：実績は介護保険事業状況報告、推計は第8期介護保険事業計画



5 障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者

障害者手帳を所持する障がい者数は、身体障がい者は減少、知的障がい者はほぼ横ばい、精神障がい者は増加傾向にあります。

障がい者全体の65%を身体障がい者が占めています。なお、身体障がい者の多くは65歳以上であり、介護保険サービスの対象者となっています。

難病患者、自立支援医療費受給者の人数は年によって増減するものの、令和元年現在、難病患者は108人、自立支援医療費受給者は224人です。

上記の他に、発達障がい、高次機能障がい等、人数は正確に把握できないものの、病気等が原因で支援を必要とする人や実際に福祉サービスを利用している人もいます。

◆障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者の推移（単位：人）

項目		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
障がい者（手帳所持者）		921	937	918	877	877
	身体障がい者	660	661	642	594	583
	知的障がい者	155	160	157	160	165
	精神障がい者	106	116	119	123	129
難病患者（難病助成受給者） ※1		116	127	133	110	108
自立支援医療費受給者 ※2	精神通院医療	177	171	172	182	186
	更生医療	41	29	40	32	37
	育成医療	5	3	1	3	1

資料：介護・福祉課（各年3月末現在）

※1 難病助成受給者は、原因が不明で治療方法が確立していない難病を患い、治療にかかる医療費の一部の公費負担をしている人（難病患者）と、子どもの慢性疾患のうち、国が指定した病気の診療にかかる費用を県で公費負担をしている人（小児慢性特定疾患）の合計。

※2 自立支援医療費受給者は、精神通院医療（統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上））、育成医療（身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満））に区分。



6 経済的支援の必要な世帯

全国的に増加している生活保護受給世帯数は、当町では250世帯前後であり、横ばいで推移しています。また、各種の経済的支援を受給している世帯があります。

国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）、「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づき、貧困の世代間連鎖を防ぐため、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

◆経済的支援の必要な世帯の推移（単位：世帯）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生活保護受給世帯数	252	254	251	246	246
就学援助受給世帯数	132	130	124	111	91
特別支援教育就学奨励費受給世帯数	15	15	16	15	11
私立幼稚園就園奨励費受給世帯数	59	48	49	—	—
児童扶養手当受給世帯数	183	182	171	169	167
ひとり親家庭等医療費受給世帯数	192	191	177	169	163

資料：各年度3月末現在

（参考）子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 1 条（目的）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（参考）生活困窮者自立支援法 第 1 条（目的）

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとする。



7 社会福祉協議会

野辺地町社会福祉協議会（以下、「社協」という）は、昭和47年7月に社会福祉法人として設立しました。

業務内容は、地域福祉活動、介護保険及び障害福祉サービス事業、福祉団体への支援、福祉資金貸付を行い、地域福祉活動の中核の役割を果たしています。近年、一般会員数は若干の減少している一方、賛助会員は増加しています。

◆社協会員（単位：人、団体）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
一般会員	4,064	4,003	3,951	4,004	3,920
賛助会員	44	44	55	52	51
団体会員	7	7	7	7	6

資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

8 自治組織

地域福祉活動の中心となる自治会数は23団体です。

◆自治会（単位：団体）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
自治会数	23	23	23	23	23

資料：各年度3月末現在

9 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は身近な相談相手として、また、地域福祉活動のコーディネーター役として活動しています。

平成28年以降、定数を満たす41名の委員が町内で活動しています。

◆民生委員・児童委員（単位：人）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
定数	41	41	41	41	41
委員数	40	41	41	41	41

資料：各年度3月末現在



10 地域保健、地域福祉で活動する人

町民の協力を仰ぎ、食生活改善推進員、認知症サポーター、保健協力員協議会、健康のへじ21推進委員会として、身近な地域で健康増進や福祉に関する様々な活動を展開しています。

今後の高齢者の増加に対応するため、認知症サポーターの増加を図りました。

◆地域保健、地域福祉活動（単位：人）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
食生活改善推進員	31	30	38	34	34
認知症サポーター	104	187	311	414	724
保健協力員協議会	94	94	94	94	96
健康のへじ 21 推進委員会	20	20	19	19	19

資料：各年度3月末現在

11 ボランティア活動

町内で福祉分野の活動を行っている主なボランティア団体（自治会活動以外）は下表の5団体です。

◆ボランティア活動（単位：人、団体）

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
見守りサポーター	100 (1 団体)	97 (1 団体)	94 (1 団体)	92 (1 団体)	94 (1 団体)
傾聴ボランティア ひだまりの会	15 (1 団体)	13 (1 団体)	10 (1 団体)	10 (1 団体)	11 (1 団体)
読み聞かせボランティア 朗読の会秋桜	9 (1 団体)	9 (1 団体)	9 (1 団体)	9 (1 団体)	8 (1 団体)
読み聞かせボランティア お話サークル虹色の会	13 (1 団体)	16 (1 団体)	15 (1 団体)	13 (1 団体)	13 (1 団体)
在学青年ボランティア会 (町内の 2 高等学校生徒)	30	27	43	30	44

資料：各年度3月末現在



12 地域福祉の拠点

地域福祉に関連する拠点は町内で108か所、隣接町村で2か所です。

各施設や事業所を地域資源として、それぞれの機能、ノウハウ、ネットワークを連携させていくことが必要です。

◆地域福祉拠点（単位：か所）

区分	項目	町内	隣接町村
保健福祉	健康増進センター	1	
	地域包括支援センター（健康増進センター内）	1	
	高齢者関係施設（事業所等含む）	36	
	障がい者関係施設（事業所等含む）	7	
	認可保育所（園）	5	
	認可外保育所（園）	0	
	放課後児童クラブ	4	
	児童館	1	
医療	病院	1	1
	診療所、医院（歯科含む）	11	
	調剤薬局、薬局	5	1
	訪問看護ステーション	1	
教育	幼稚園	1	
	小学校	3	
	中学校	1	
	高等学校	2	
	公民館	2	
	図書館	1	
	スポーツ施設	5	
その他	コミュニティ施設 （町有コミュニティ施設及び各自治会集会所数）	20	
合計		108	2

資料：令和2年9月末現在



13 保健・医療・福祉分野の主な連携組織

保健・医療・福祉分野で連携体制を構築し、活動している組織は下表の通りです。

各組織が専門的に活動している一方、今後はそれぞれのノウハウやネットワークを分野横断的に連携させていくことも検討する必要があります。

◆保健・医療・福祉分野の主な連携組織

名称	概要
野辺地町要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに家族への支援を目的とする。協議会に実務者会議及び個別ケース検討会議を置き、児童虐待問題に関する情報交換及び連携、支援について検討する。
野辺地町包括福祉ケア会議	児童、障がい者及び高齢者の多様なニーズに対応し、各種サービスの調整を行うとともに支援施策等の環境づくりを総合的に推進する。
野辺地町健康づくり推進協議会	町長からの諮問に応じて、町の母子保健、成人保健、健康管理等について総合的な健康づくり対策を企画及び審議し、答申する。
自立支援協議会	障害者の自立した日常生活や社会生活を可能とするため、地域障害者福祉の連携強化と必要な障害福祉サービスのネットワークの構築を図り、より良い福祉サービス支援を協議する。
野辺地町青少年育成町民会議	地方青少年問題協議法に基づき設置され、青少年のいじめ問題、非行防止等について協議・検討する。

資料：令和2年4月現在



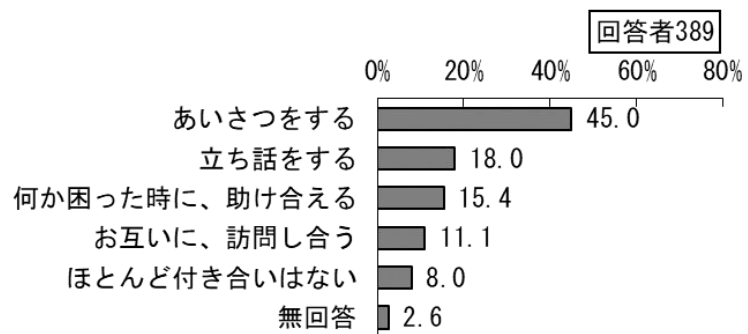
第2節 当町の地域福祉に必要なこと

1 暮らしやすさにつながる、町民同士の支え合いの広がり

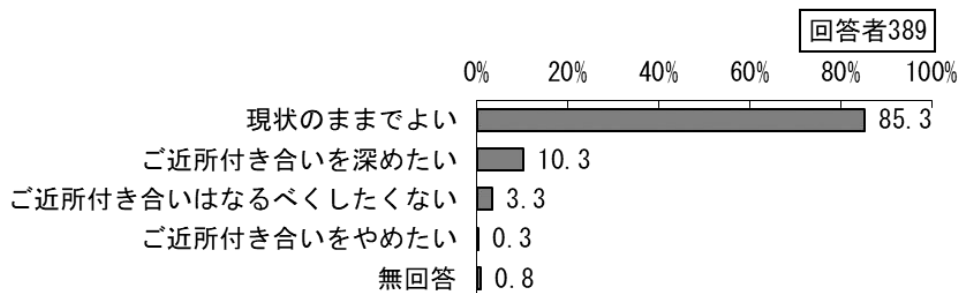
- 町民の9割近くに近所付き合いがあり、そのうち、3割半ばは「何か困った時に、助け合える」や「お互いに、訪問し合う」といった深い付き合いをしています（町民／問7）。
- 近所付き合いが暮らしやすさに『影響する』（大きく影響する＋どちらかといえば影響する）と考える人は6割半ばに上ります（町民／問11）。
- 福祉関連事業所の意見でも、住みよい地域社会（町）の実現に向けた一番の課題に「近所付き合いが減っている」ことを挙げています（事業所／問4）。
- こうした結果からは、近所付き合いをより深め、お互いに助け合う輪をさらに広げることが、暮らしやすさにつながり、緊急時も安心して生活できる地域づくりにおいて重要な要件であると考えられます。

◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

町民／問7 近所お付き合いの程度（単数回答、％）

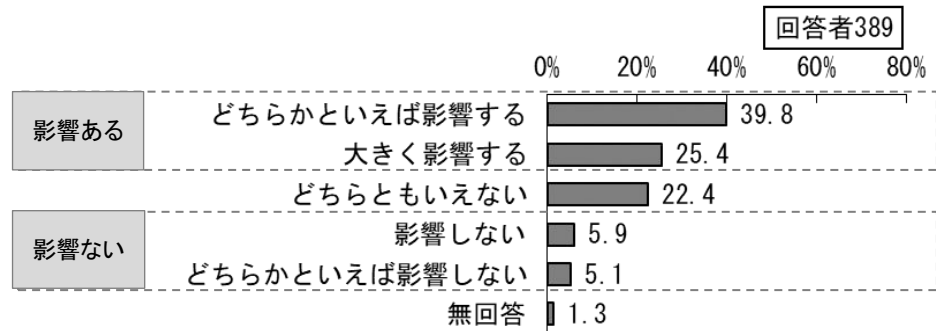


町民／問8 今後の近所付き合いの考え（単数回答、％）



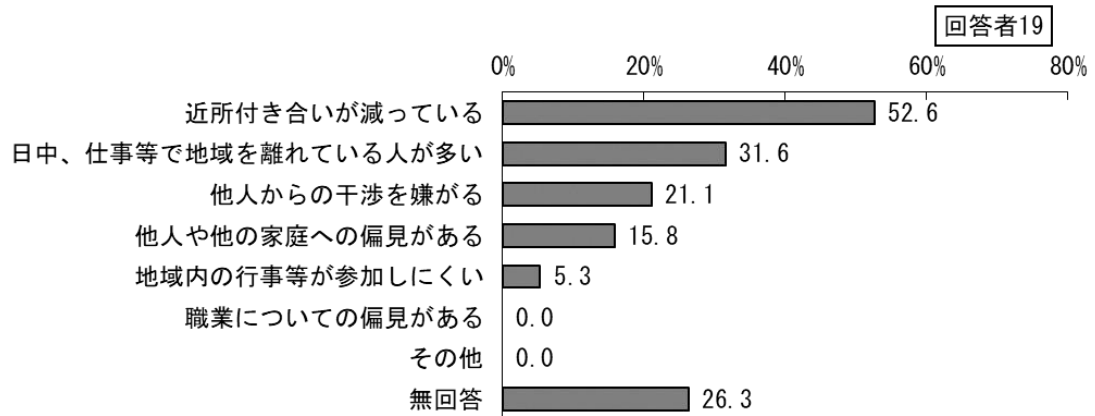


町民／問 11 近所付き合いは暮らしやすさに影響するか（複数回答、％）



◆◆◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◆◆

事業所／問 4 住みよい地域社会（町）を実現していく上での課題



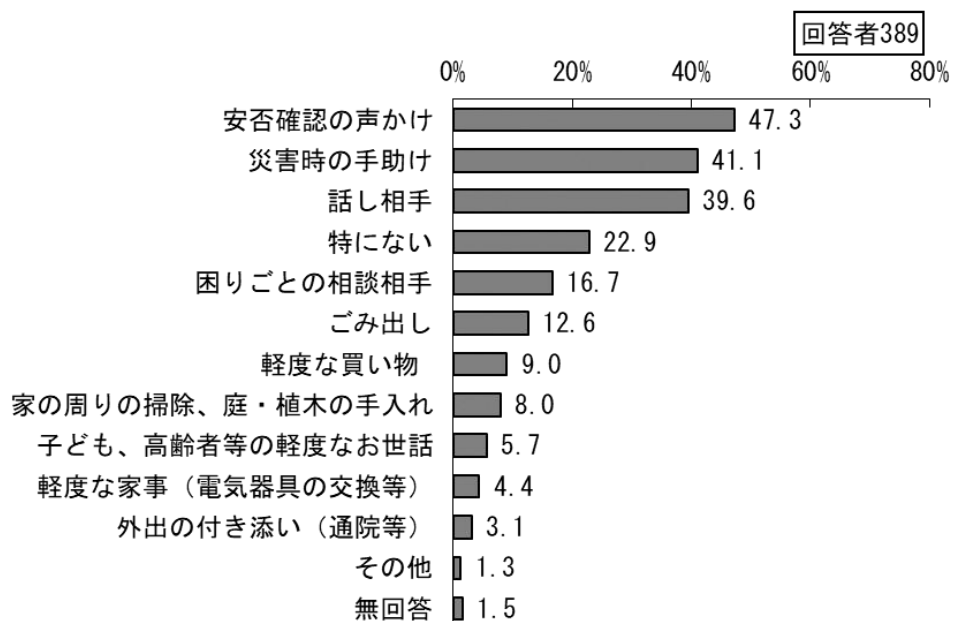


2 様々な課題に立ち向かう、全員の力を合わせる活動の展開

- 町民意見でも、近所の方にできること（してもいいこと）は「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」であり（町民／問9）、近所の方からしてもらいたいことも「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」を挙げています（町民／問10）。
- 福祉関連事業所は町民・関係機関・行政等で協力する取り組みに「災害時の避難・救助や防災対策」、「一人暮らし高齢者の見守り活動」、「高齢者世帯の生活支援」等を上位に挙げています（事業所／問10）。
- 頻発する自然災害や後期高齢者の増加を背景として、災害時の支援体制や日頃の見守り活動の強化に取り組むことが地域福祉として求められています。
- 加えて、福祉関連事業所からは「医療体制」を課題として指摘されています（事業所 問2）。こうした地域資源の脆弱性をはじめ、全国的な福祉人材の不足、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症への対応等も課題となります。
- 近年、生活に困窮している人、地域で孤立状態にある人、制度の狭間にあって必要な支援を受けていない人等への支援の必要性も高まってきています。
- こうした様々な課題に対応する上で最も重要なことは、ないことを嘆くのではなく、町民・関係団体・行政の全員が地域にあるものを生かすアイデアを出し合い、お互い様の精神を持って独自の創意工夫を展開することこそ、地域福祉の推進に最も重要な要素であると考えます。

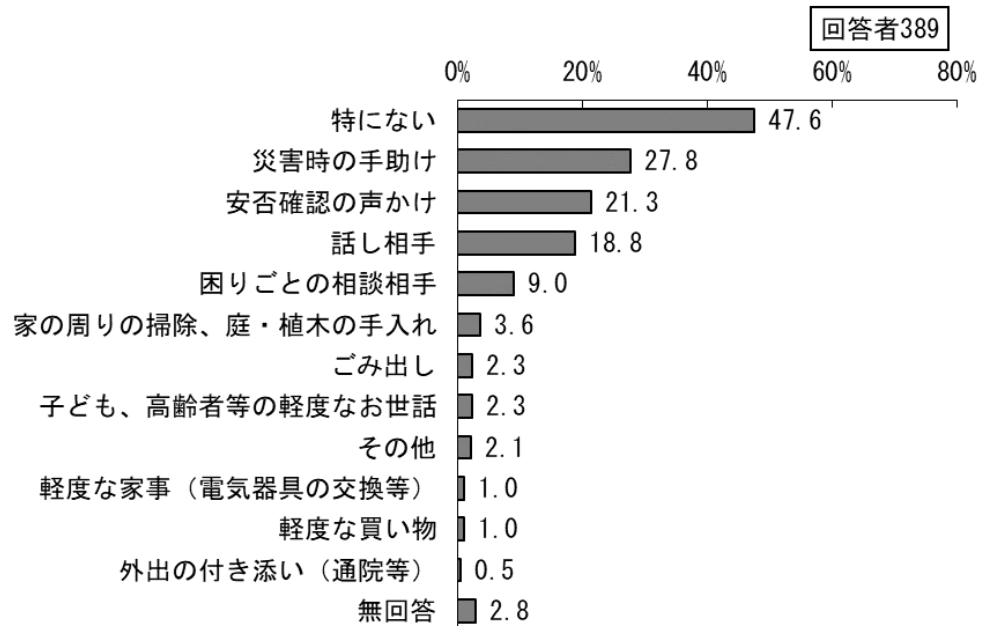
◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

町民／問9 近所の方にできること（してもいいこと）（複数回答、%）



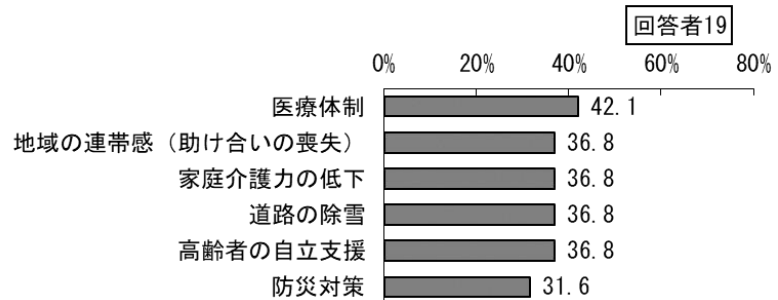


町民／問 10 近所の方からしてもらいたいこと（複数回答、％）

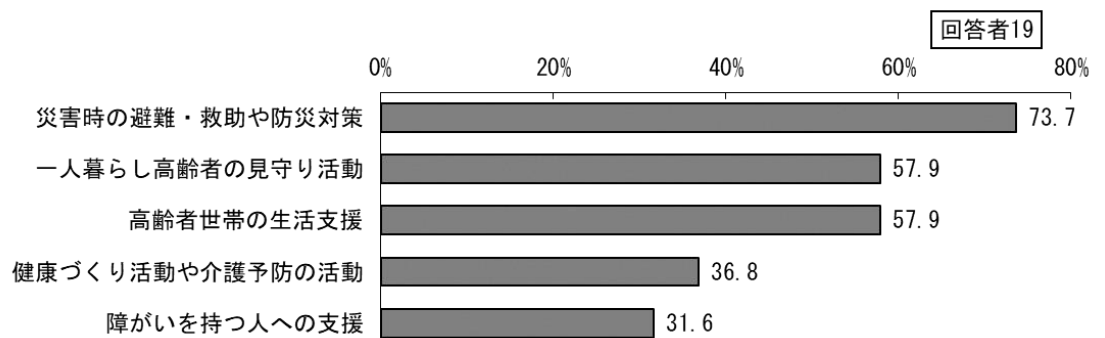


◆◆◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◆◆

事業所／問 2 保健医療福祉に関する地域（町）の課題（上位）（複数回答、％）



事業所／問 3 町民・関係機関・行政等が協力して行った方がよいと思う取り組み（上位）（複数回答、％）





第 3 章 基本方針



第1節 基本理念

当町の地域福祉を推進する上で、町民・関係団体・行政で共有し大切に考える（基本理念）を次のように定めます。

協働の力で生涯安心の地域福祉のまち 野辺地町

協働の力

郷土の持つ支え合う力を基盤に町民・関係団体・行政がそれぞれの役割を果たす「協働の力」を高め、地域福祉活動の原動力（エンジン）にしていきます。

生涯安心の地域福祉のまち

誰もがライフステージの変化等に伴い困難に直面することを理解する取り組み、協働の力で継続的・包括的に支え合う地域福祉を広げる取り組みを通じて、生涯を安心して暮らすことのできる地域社会を形成していきます。

（参考）協働のまちづくりの定義

『町民と町民、町民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補い合い、協力し合ってまちづくりに取り組むこと』

「野辺地町協働のまちづくり指針 ～共に歩むその先に～」

（平成27年3月発効）より



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、5年間の基本目標を定めます。

目標1

明るい社会と福祉の担い手づくり

全ての世代が福祉を学ぶ機会の充実、町民同士の交流機会の充実、豊富な情報発信を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会の形成と地域福祉の意識向上を図ります。

目標2

地域福祉活動の環境づくり

町民の主体的な活動への支援、地域で支え合う仕組みづくりを核に、より多くの担い手が活躍し、地域福祉に参加する喜びを感じる地域福祉の環境づくりを進めます。

目標3

安心と安全を守る地域づくり

支援を必要とする人を支える環境づくり、暮らしを支えるサービスの充実を通じて、町民一人ひとりが安心と安全を体感する地域づくりを目指します。

目標4

より良い地域福祉の体制づくり

関係機関との緊密な連携と多様なネットワークを構築し、多様化・複合化する生活課題に適切に対応できる連携体制を構築します。



第3節 施策体系

目標	施策	取り組み
目標1 明るい社会と福祉の担い手づくり	施策1.1 福祉の心を育む学習・交流の推進	①学校教育を通じた福祉意識の普及・啓発 ②地域活動を通じた福祉意識の普及・啓発 （公民館、生涯学習、家庭教育、地域行事、世代交流等）
	施策1.2 地域福祉の担い手の育成	①ボランティアの育成 ②自主活動組織の育成
	施策1.3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進	①社会参加、スポーツ、生きがいづくり （シルバー人材センター等） ②成年後見制度 ③権利擁護事業の普及、体制整備 ④いじめや虐待の未然防止の推進
目標2 地域福祉活動の環境づくり	施策2.1 相談支援体制の充実	①ワンストップ相談の充実 ②地域課題に対応する相談支援の充実
	施策2.2 協働による地域福祉活動の推進	①町民や地域が主体の支え合い活動の普及 ②様々な状況にある家庭への支援
目標3 安心と安全を守る地域づくり	施策3.1 安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成	①緊急時（災害時など）に備えた対策 ②地域安全対策の推進（防犯・消費者被害防止） ③住環境の充実 ④安心して外出できる環境の整備
目標4 より良い地域福祉の体制づくり	施策4.1 質の高い支援のための連携体制の強化・充実	①保健・医療・福祉・介護連携の強化 ②地域包括ケアシステムの推進 ③地域福祉拠点の機能強化



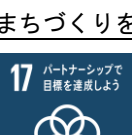
第4節 SDG sの推進

SDG sは、国際社会全体で実現する「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。平成27年9月に国連サミットにおいて採択されました。目標年度は令和12年（2030年）です。

日本政府は平成28年12月に「SDG s実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂にSDG sの要素を最大限反映し、SDG s達成への取り組みを促進する」ことを謳っています。

こうした社会潮流を踏まえ、本計画とSDG sの関連性を次のように整理し、本計画を通じてSDG sの推進を図ります。

本計画を通じて推進するSDG s（持続可能な開発目標）の主な目標

 1. 貧困をなくそう	生活困窮者、ひとり親家庭等への自立支援や経済支援	 2. 飢餓をゼロに	高齢者、ひとり親家庭等への団体等と連携した食事支援や食育推進
 3. すべての人に健康と福祉を	生活に課題を抱える人に寄り添う支援 多様なサービスの実施及び情報発信	 5. ジェンダー平等を実現しよう	男女共同参画社会、児童憲章、LGBT ³ 等の理解促進
 8. 働きがいも経済成長も	保健・医療・福祉従事者の就業環境の向上 福祉事業所の運営支援	 10. 人や国の不平等をなくそう	施設や情報のバリアフリー化 障がい者に対する合理的配慮の普及
 11. 住み続けられるまちづくりを	防災・事故・事件防止による安全なまちづくり 関係機関との連携による地域生活支援	 16. 平和と公正をすべての人に	全ての住民の権利擁護の普及 差別解消、暴力及び虐待の防止
 17. パートナリーシップで目標を達成しよう	地域の支え合い、ボランティアの普及 包括支援体制の構築 協働のまちづくりの推進		

³LGBTは、Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字。旧来の典型的な「男と女」の枠組みに当てはまらない性同一性（ジェンダーアイデンティティ）を有する人々の総称



第 4 章 推進施策



目標 1 明るい社会と福祉の担い手づくり

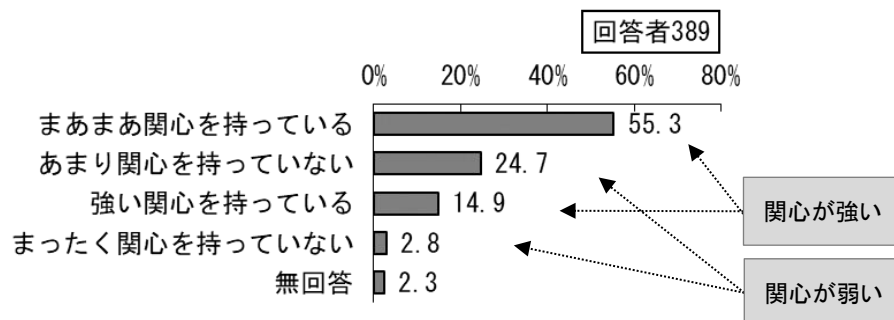
施策1.1 福祉の心を育む学習・交流の推進

学校教育と地域活動を通じて福祉教育の充実を図り、全ての世代に多様な価値観を尊重する共生社会への理解とお互いに支え合う福祉の心を広げていきます。

取り組み	主な事業	担当課
①学校教育を通じた福祉意識の普及・啓発	在学青年ボランティア会	社会教育・スポーツ課
	認知症サポーター養成講座	介護・福祉課
②地域活動を通じた福祉意識の普及・啓発 (公民館、生涯学習、家庭教育、地域行事、世代交流等)	めぐみの会	介護・福祉課

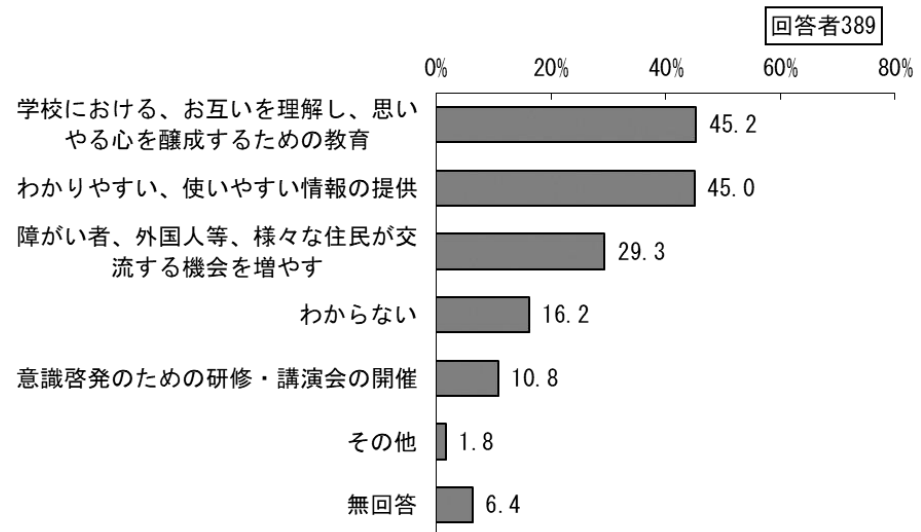
◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

町民／問 17 福祉に対する関心（単数回答、％）





町民／問 29 病気、障がい、国籍、生活習慣等の違いによる心理的な障壁を取り除く（心のバリアフリー）
ために必要な取り組み（複数回答、％）





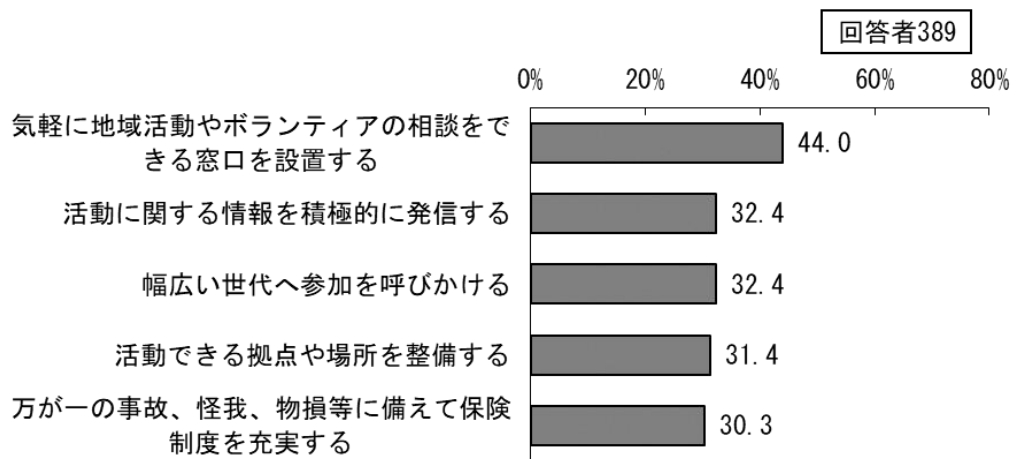
施策1.2 地域福祉の担い手の育成

協働を進める上で重要な役割を果たすボランティアの活性化と自主活動組織の育成により一層の取り組みを進め、地域福祉活動に意欲的な担い手の掘り起こしと長期的な視点からの担い手育成を図ります。

取り組み	主な事業	担当課
①ボランティアの育成	見守りサポーター	介護・福祉課 社会福祉協議会
	配食ボランティア	社会福祉協議会
	ボランティア協力校指定	社会福祉協議会
②自主活動組織の育成	介護予防サークル	介護・福祉課
	みんなのステーション	介護・福祉課

◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

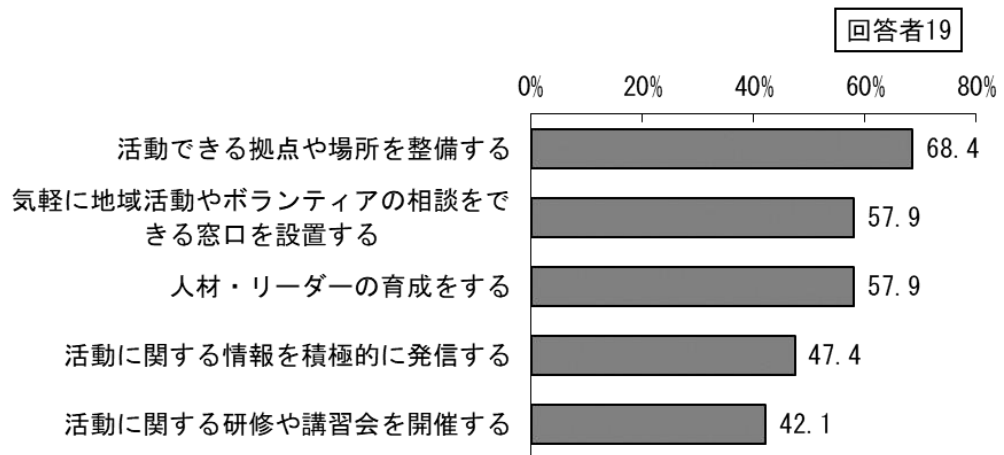
町民／問 18 地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要な取り組み(上位)(複数回答、%)





◆◆◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◆◆

事業所／問 5 地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要な取り組み（上位）（複数回答、％）





施策1.3 社会参加と人権尊重による共生社会の推進

誰もが社会に参加する多様な機会を通じて町民同士の交流を広げるとともに、全町を挙げて差別解消、偏見の是正、虐待防止、権利擁護制度の一層の普及に取り組み、共生社会を実現する上で重要となる人権を尊重する地域づくりを推進します。

取り組み	主な事業	担当課
①社会参加、スポーツ、生きがいづくり（シルバー人材センター等）	シルバー人材センター	社会福祉協議会
	生涯学習	社会教育・スポーツ課
	給食サービス（ことぶき会）	社会福祉協議会
②成年後見制度	成年後見制度の利用促進（次ページ参照）	介護・福祉課 社会福祉協議会
③権利擁護事業の普及、体制整備	人権相談、人権教室	介護・福祉課 （人権擁護委員）
	中核機関の設置	介護・福祉課
④いじめや虐待の未然防止の推進	総合相談	介護・福祉課 健康づくり課 学校教育課



(参考) 野辺地町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

「第6章 成年後見制度利用促進計画」

(参考) 野辺地町障がい者支援計画 令和3年度～令和5年度

「第4編 成年後見制度利用促進計画」

計画の基本的な考え方

包括的支援体制（地域包括ケアシステム）の一環として、成年後見制度の利用を促進し、町民の権利擁護を支援していきます。

実現に向けた取組

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(1) 地域連携ネットワークの構築

1) 地域連携ネットワークの3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2) 地域連携ネットワークの組織体制

- ① 本人を後見人とともに支えるチーム
- ② チームを支援する協議会

(2) 中核機関の設置と運営

(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

- 1) 広報機能
- 2) 相談機能
- 3) 成年後見制度利用促進機能
- 4) 後見人支援機能
- 5) 不正防止効果

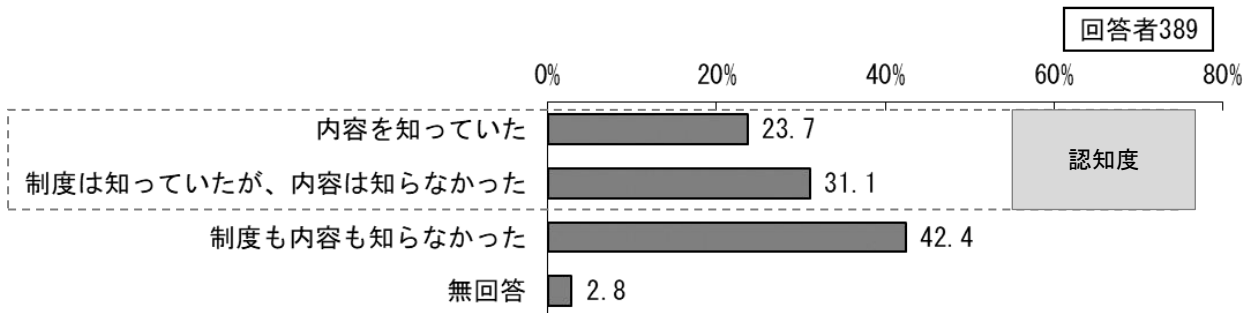
基本目標2 成年後見制度の普及促進

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

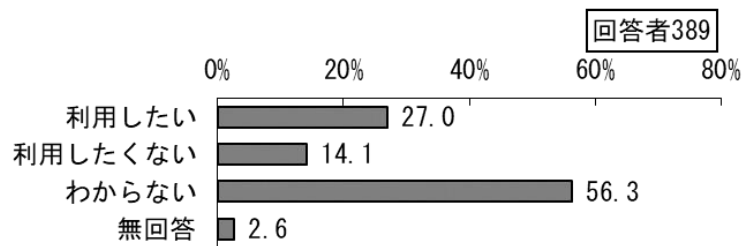


◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

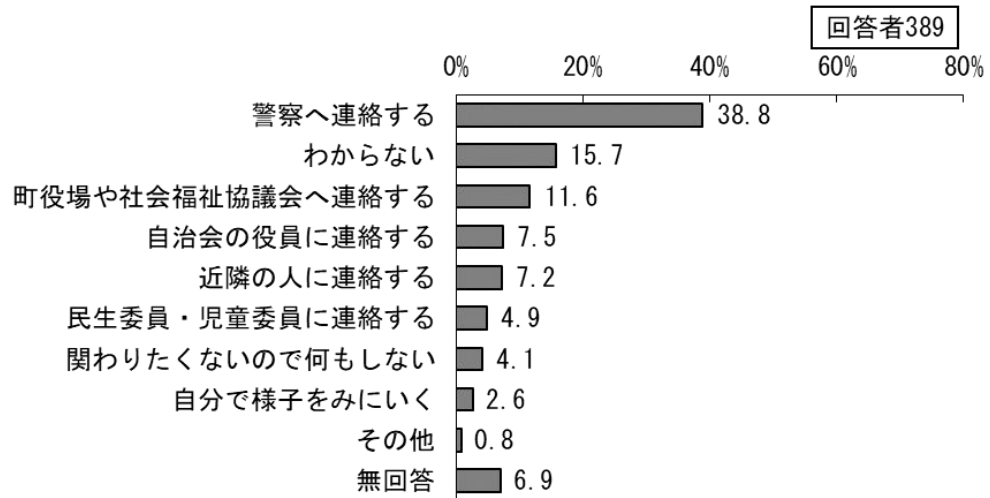
町民／問 30 成年後見制度の認知度（単数回答、％）



町民／問 31 成年後見制度の将来的な利用意向（単数回答、％）



町民／問 27 人権が脅かされる事象（差別、権利侵害、虐待、暴力等）の発見時の対応（単数回答、％）





目標 2 地域福祉活動の環境づくり

施策2.1 相談支援体制の充実

暮らしに関する複数の困りごとを一括して対応する「ワンストップ（丸ごと）相談窓口」を設置し、市民の利便性向上と迅速な支援に取り組みます。

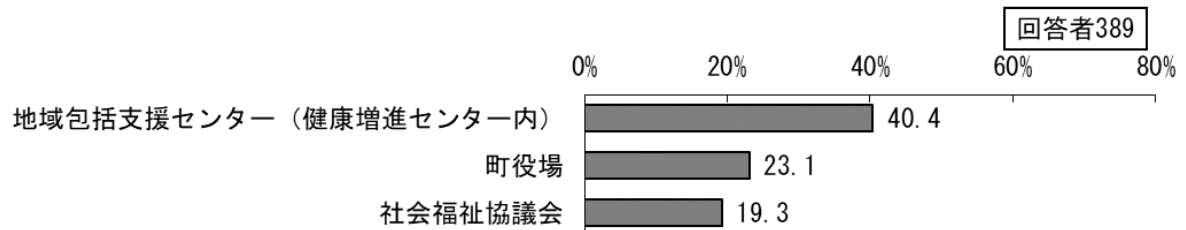
民生児童委員、生活支援コーディネーター、傾聴サロンの活動の充実を図り、増加する一人暮らし高齢者や制度の狭間にあるケース等、地域課題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

取り組み	主な事業	担当課
①ワンストップ相談の充実	総合相談	介護・福祉課
	相談窓口の周知	全課
	心配ごと相談事業	社会福祉協議会
②地域課題に対応する相談支援の充実	民生児童委員 （一人暮らし高齢者見守り台帳）	介護・福祉課
	生活支援体制整備事業（生活支援 コーディネーター配置）	介護・福祉課 社会福祉協議会
	●傾聴サロン ●こそだて応援コンシェルジュ	健康づくり課

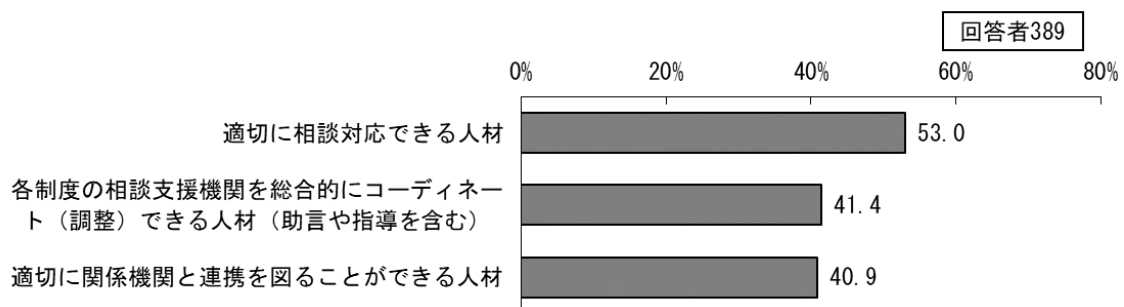


◆◇◆町民の声（町民アンケートより）◆◇◆

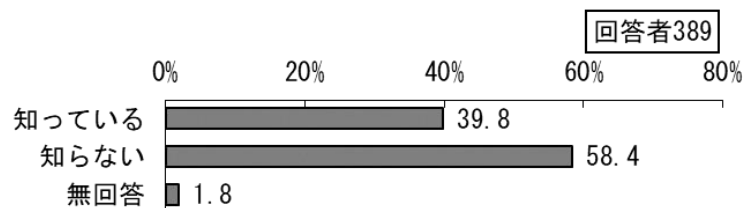
町民／問 34 「ワンストップ（丸ごと）相談窓口」に望ましい機関（上位）（単数回答、％）



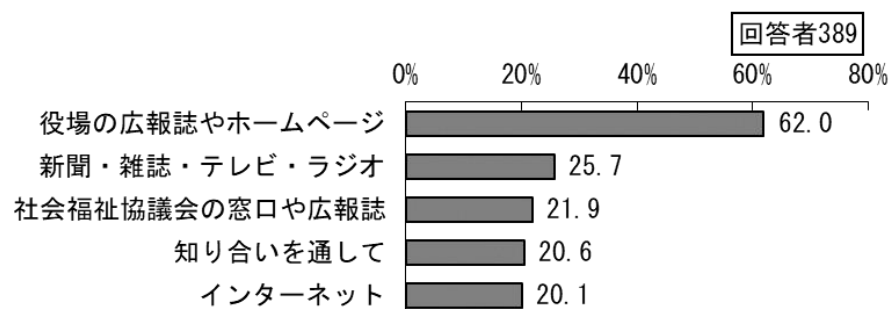
町民／問 35 「ワンストップ丸ごと相談窓口」に重要なこと（上位）（複数回答、％）



町民／問 23 地区の民生委員・児童委員の認知度（単数回答、％）



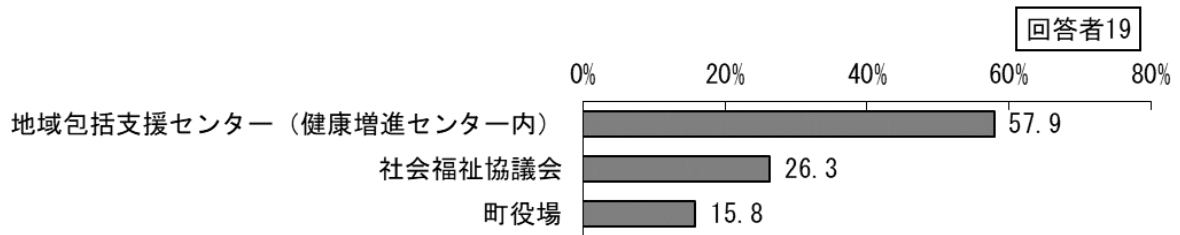
町民／問 20 福祉サービス等の情報入手ルートの希望（上位）（複数回答、％）



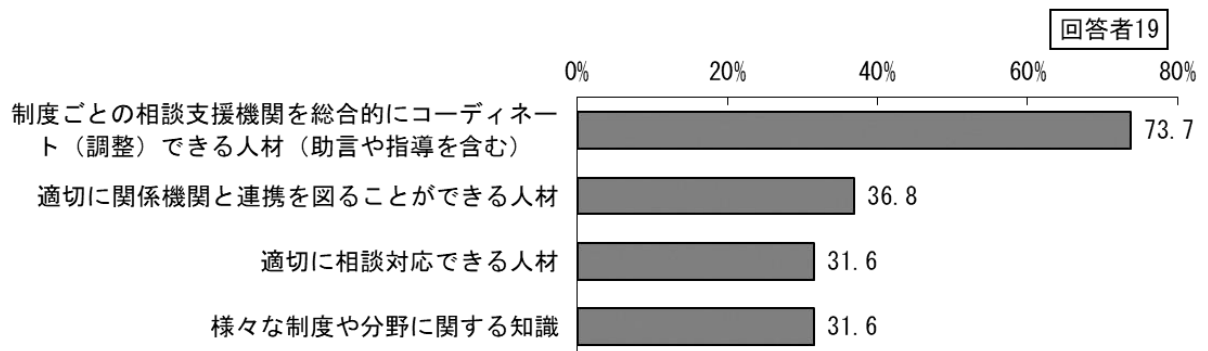


◆◆◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◆◆

事業所／問 14 「ワンストップ（丸ごと）相談窓口」に望ましい機関（単数回答、％）



事業所／問 15 「ワンストップ丸ごと相談窓口」に重要なこと（上位）（複数回答、％）





施策2.2 協働による地域福祉活動の推進

町民や地域が主体の支え合い活動の普及を進め、公的なサービスでは十分に応えることのできない「ちょっとした困りごと」や日常生活への相互支援のできる地域づくりに取り組みます。

病気、障害、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり、8050 問題等、困難な状況にある家庭に対する地域や行政の関わる機会を拡充し、困りごとを積極的に発見・対応するアウトリーチ（※）型の活動を展開します。

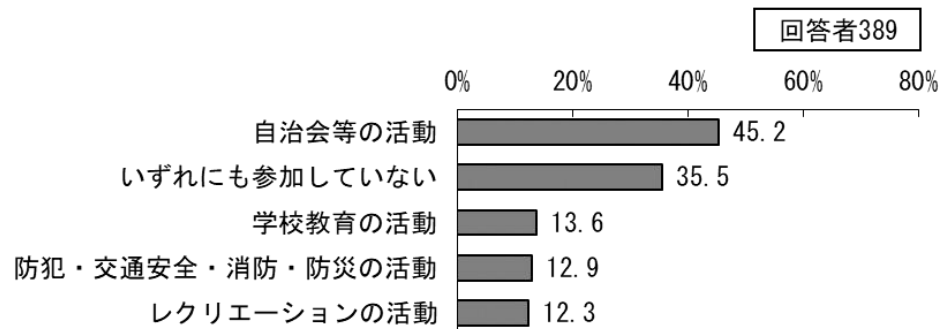
※アウトリーチとは、地域に出向いたり、訪問したりするなど、積極的に「手を伸ばす」ことによって、福祉課題の発見や解決方法を見出す考え方。町及び社協では、相談を「受ける」だけでなく、相談したい人を「見つける」取り組みを「アウトリーチ型」として進めていく。

取り組み	主な事業	担当課
①町民や地域が主体の支え合い活動の普及	介護予防・日常生活支援総合事業	介護・福祉課
	各種の自治会活動	総務課
②様々な状況にある家庭への支援	すこやか医療費給付	町民課
	葬祭費支援事業	介護・福祉課
	ふわふわことばの推進教育 SOSの出し方事業	健康づくり課 学校教育課
	産後ヘルパー派遣事業 （産後ママ応援隊）	健康づくり課
	生活困窮者自立支援事業窓口連携 会議	介護・福祉課 社会福祉協議会
	フードバンク	社会福祉協議会

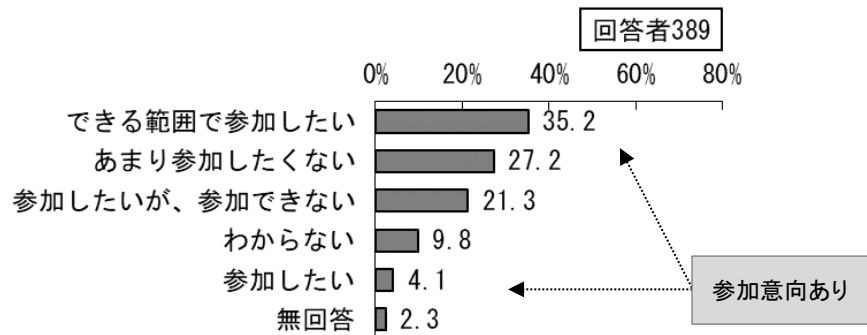


◆◇◆町民の声（町民アンケートより）◆◇◆

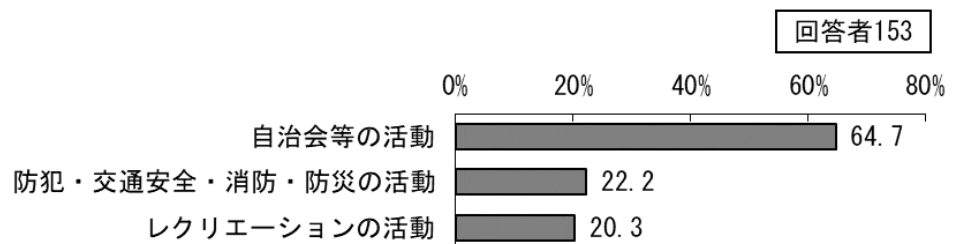
町民／問 12 町内や地域の活動の参加状況（上位）（複数回答、%）



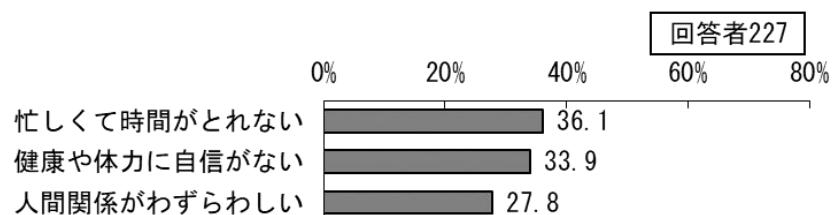
町民／問 13 町内や地域の活動への参加意向（単数回答、%）



町民／問 13【付問】（参加意向のある人）今後、参加したい地域活動（上位）（複数回答、%）

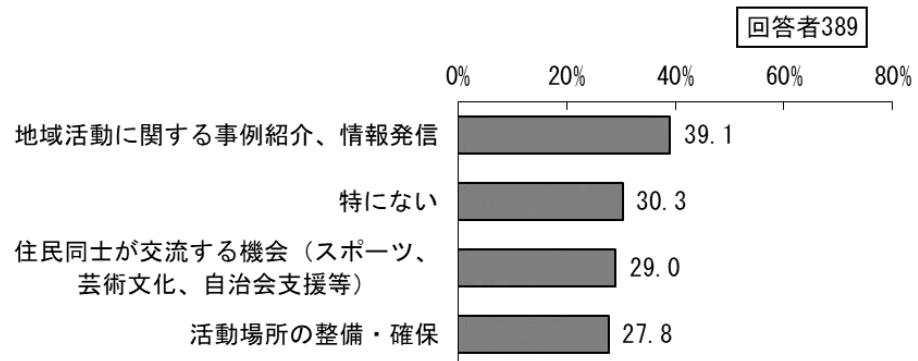


町民／問 13【付問】（参加しない、参加できない、わからない人）地域活動参加に支障になること（上位）（複数回答、%）



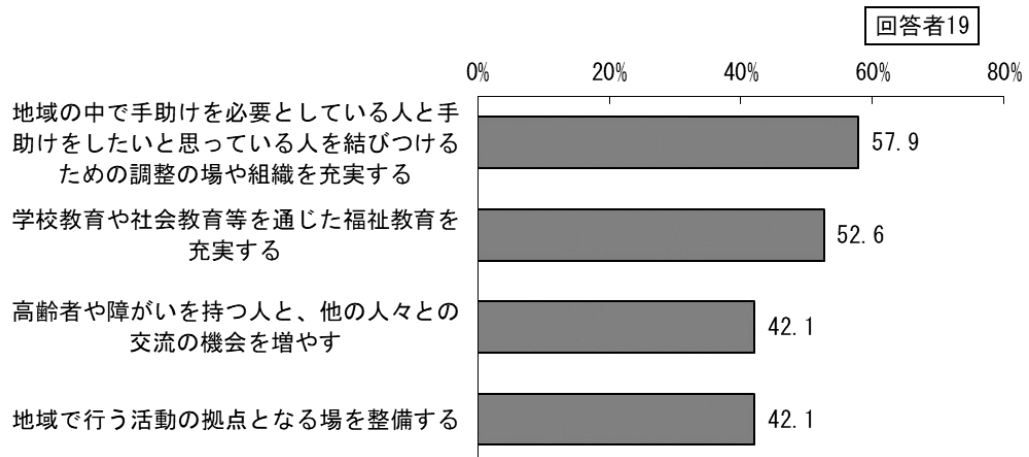


町民／問 16 町民同士が助け合う活動に対する町役場や社会福祉協議会への期待（上位）（複数回答、％）

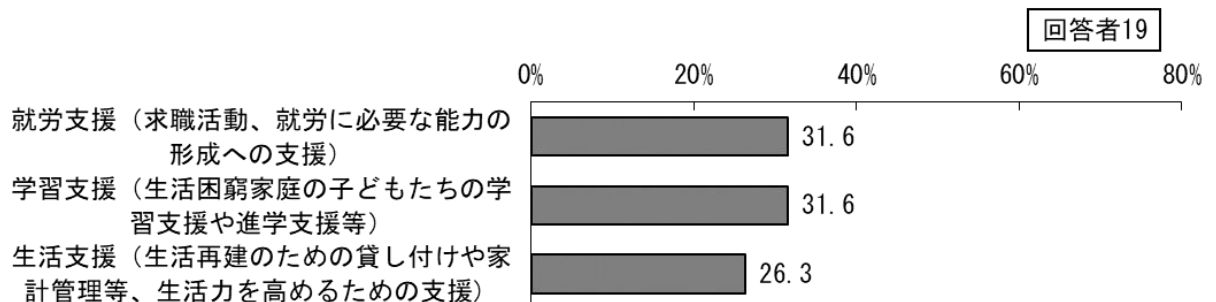


◆◆◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◆◆

事業所／問 11 地域での支え合いを広げるために重要なこと（上位）（複数回答、％）



事業所／問 9 生活困窮において最も必要な支援（上位）（単数回答、％）





目標 3 安心と安全を守る地域づくり

施策3.1 安全な暮らし、みんなにやさしい住環境の形成

緊急時に支援を必要とする人（※）の把握をはじめ、緊急時の避難支援体制の充実、交通事故や犯罪被害を未然に防ぐための関係団体と一層の連携を図ります。

また、除雪対策や免許返納した人等への交通手段の確保を図り、町民が生涯を安全に安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

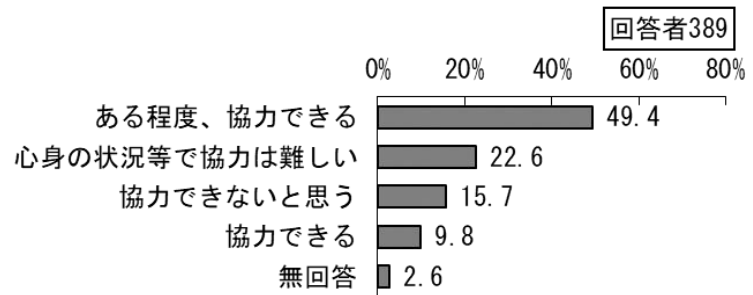
※緊急時に支援を必要とする人とは、重度の要介護認定者、障がい児・者、難病患者、一人暮らし高齢者、75歳以上のみの世帯等。

取り組み	主な事業	担当課
①緊急時（災害時など）に備えた対策	避難行動要支援者名簿登録事業	防災安全課 介護・福祉課 健康づくり課
②地域安全対策の推進 （防犯・消費者被害防止）	相談窓口紹介ネットワーク事業	地域戦略課
③住環境の充実	要援護者除雪対策事業 要援護者除雪対策地域支援事業	介護・福祉課
④安心して外出できる環境の整備	外出支援サービス事業 お出かけ支援タクシー利用料金助成事業	介護・福祉課

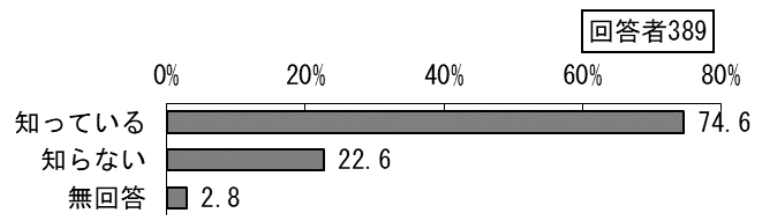


◆◆◆町民の声（町民アンケートより）◆◆◆

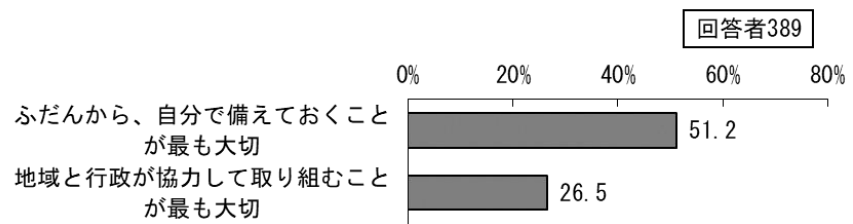
町民／問 26 災害時等の支援活動への協力意向（単数回答、％）



町民／問 24 避難場所の認知度（単数回答、％）



町民／問 25 緊急避難に備える上での考え（上位）（単数回答、％）





目標 4 より良い地域福祉の体制づくり

施策4.1 質の高い支援のための連携体制の強化・充実

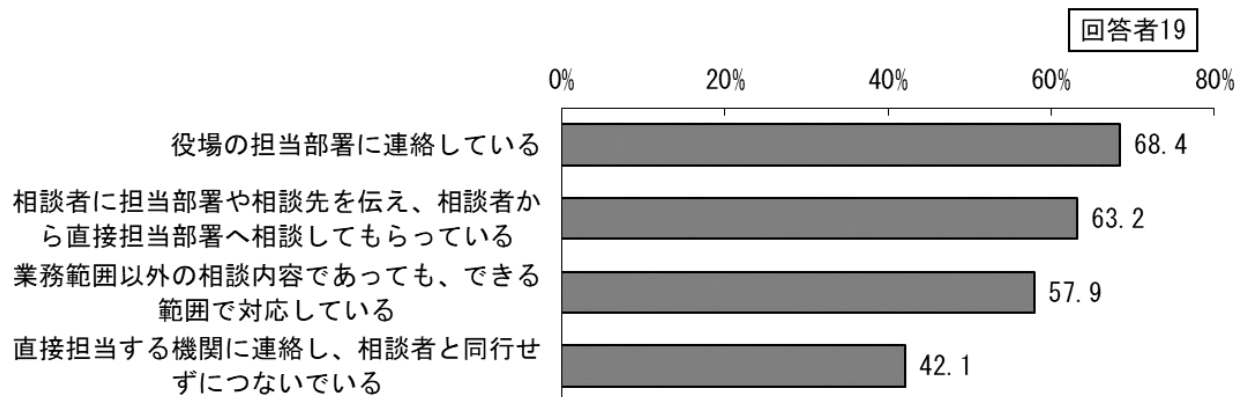
町民の多岐にわたる生活課題に専門組織が重層的かつ効果的に関わる連携体制と地域福祉拠点の機能強化を図り、質の高い支援を通じて、町民に寄り添う包括的な地域福祉を展開していきます。

取り組み	主な事業	担当課
①保健・医療・福祉・介護連携の強化	在宅医療介護連携推進事業	介護・福祉課
	救急キット	介護・福祉課
	事例検討部会	介護・福祉課
	要保護児童対策地域協議会	健康づくり課
②地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センター運営	介護・福祉課
③地域福祉拠点の機能強化	● 老人憩いの湯開設事業 ● 老人福祉センター管理	介護・福祉課
	● 健康増進センター施設管理 ● 子育て世代包括支援センターを包括する子ども家庭総合支援拠点「こそだて応援ステーションふわふわ」の運営	健康づくり課

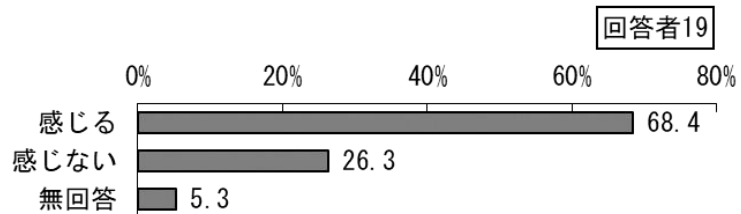


◆◇◆事業所の声（事業所アンケートより）◆◇◆

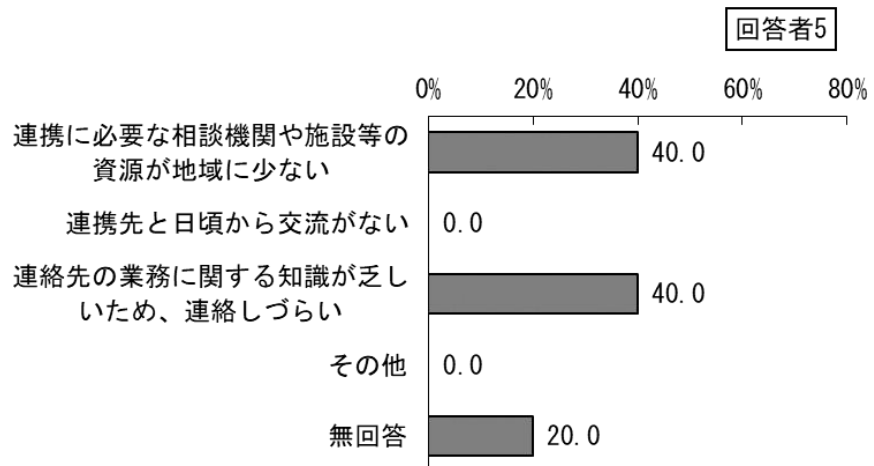
事業所／問 12 専門以外の相談対応（上位）（複数回答、％）



事業所／問 13 他の相談機関や他の施設との連絡・連携が円滑であると感じるか（単数回答、％）



事業所／問 13-1 （円滑であると感じない）その理由（単数回答、％）





第 5 章 推進体制



第1節 推進体制の構築

◆庁内の連携強化、進捗調査の実施

本計画の円滑な推進のため、担当課を中心に関係各課と連携して取り組みを実施するとともに、毎年度、計画の進捗状況を調査します。

◆「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」の開催

本計画がより効果的に推進できるよう、「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」を定期的に開催します。

◆協働体制の強化

本計画の推進にあたって町民、地域、社協、事業所、関係機関・団体が主体的に活動できるよう、情報の共有と協働体制の強化を図ります。

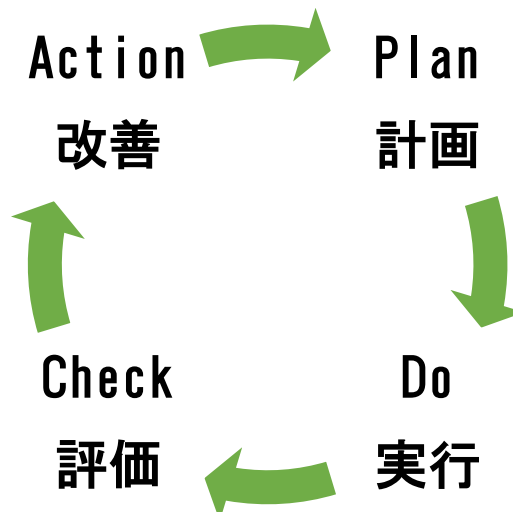
◆地域福祉の気運醸成

地域福祉活動が地域全体に広がるよう、当町及び社協の広報やホームページ、各団体等を通じて、計画の周知と意識啓発を行います。また、町民一人ひとりが地域福祉の担い手である意識啓発を行い、地域福祉の気運を醸成していきます。

第2節 PDCAサイクルによる推進

「野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会」において、計画の進捗状況調査結果の点検及び評価を行い、次年度以降の改善策を検討するPDCAマネジメント手法を導入します。

PDCAマネジメント手法のサイクル





第3節 評価指標の設定

地域福祉に関する多くの事業はすぐに効果や成果が表れるものではなく、わかりやすい定量的な目標設定が難しい分野です。一方、5年間の施策推進の成果を確認することは重要です。

本計画は事業進捗並びに計画改定時に実施するアンケート調査の数値を用いて、5年間の施策推進の成果を確認します。

◆評価項目の例

目標	評価項目	基準	目標
1	福祉への関心度 「福祉に対して『関心が強い』（強い関心を持っている＋まあまあ関心を持っている）人の割合」	70.2%	増加
2	ワンストップ（丸ごと）相談窓口の設置	未設置	令和6年度中に設置
3	共助への参加意欲 「町内や地域の活動に『参加意向ある』（参加したい＋できる範囲で参加したい）人の割合」	39.3%	増加
4	避難行動要支援者の個別計画作成人数	未作成	増加
5	成年後見制度 利用人数	7人	増加
6	老人憩いの湯の運営	2ヶ所	継続・充実
7	子ども家庭総合支援拠点の運営	1ヶ所	継続・充実



第 6 章 參考資料



1 野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱及び高齢者福祉対策部会委員名簿

○野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱

平成十四年十二月十二日

告示第六十四号

改正 平成一六年三月一八日告示第一五号

〔題名改正〕

平成一七年五月二日告示第三五号

平成一七年十一月一七日告示第六九号

平成一九年三月三〇日告示第二五号

平成一九年五月二八日告示第四〇号

平成二〇年三月三一日告示第一九号

平成二一年四月一日告示第四八号

平成二四年三月三〇日告示第二二号

平成三〇年八月一日告示第七三号

令和元年七月二二日告示第六〇号

（目的）

第一条 野辺地町に在住する児童、障がい者及び高齢者の多様なニーズに対応し、各種サービスの調整を行うとともに支援施策等の環境づくりを総合的に推進することを目的とする。

（平一六告示一五・平三〇告示七三・一部改正）

（野辺地町包括福祉ケア会議の設置）

第二条 前条の目的を達成するため、野辺地町包括福祉ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）を設置する。

（平一六告示一五・一部改正）

（業務）

第三条 包括ケア会議は、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て支援計画、障がい者基本計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- 二 介護保険事業に対する苦情対策に関すること。
- 三 子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進に関すること。
- 四 高齢者の介護予防・生活支援事業の調整及び推進に関すること。
- 五 介護サービスの確保と提供に関すること。
- 六 身体拘束ゼロ運動に関すること。
- 七 養護老人ホーム及び生活支援ハウスの入所判定（以下「入所判定」という。）に関すること。
- 八 入所判定に対する疑義の審査に関すること。
- 九 障がい者支援制度の推進と介護保険制度との調整に関すること。



十 その他児童、障がい者及び高齢者福祉対策に関すること。

2 野辺地町地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(平一六告示一五・平一七告示六九・平二一告示四八・平三〇告示七三・
令元告示六〇・一部改正)

(委員及び任期)

第四条 包括ケア会議は、委員三十名以内をもって組織し、次の各号の中から町長が
委嘱する。

- 一 野辺地町医師会長
- 二 野辺地町歯科医師会長
- 三 野辺地町に勤務している薬剤師から一名
- 四 野辺地町に勤務している柔道整復師から一名
- 五 野辺地警察署刑事生活安全課長
- 六 上北地域県民局地域健康福祉部長が推薦する者一名
- 七 北部上北広域事務組合野辺地消防署長
- 八 北部上北広域事務組合公立野辺地病院長
- 九 野辺地町社会福祉協議会長
- 十 野辺地町に所在する私立保育園長から一名
- 十一 野辺地町に所在する私立幼稚園長から一名
- 十二 野辺地町立小学校長から一名
- 十三 野辺地中学校長
- 十四 野辺地町連合PTA会長
- 十五 野辺地町に所在する居宅介護サービス事業施設長から一名
- 十六 野辺地町に所在する施設介護サービス事業施設長から一名
- 十七 野辺地町の介護保険利用者家族会から一名
- 十八 野辺地町の介護保険第一号被保険者から一名
- 十九 野辺地町の介護保険第二号被保険者から一名
- 二十 野辺地町自治会連合協議会長
- 二十一 野辺地町身体障がい者福社会長
- 二十二 野辺地町に所在する障がい者福祉関係施設から一名
- 二十三 保健師又は看護師から一名
- 二十四 野辺地町副町長
- 二十五 健康づくり課長
- 二十六 学識経験者三名以内

2 委員の任期は、前項各号の職に在る期間とする。ただし、第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号及び第二十六号委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

(平一七告示六九・全改、平一九告示二五・平一九告示四〇・平二〇告示一九・平二一告示四八・平二四告示二二・平三〇告示七三・令元告示六



○・一部改正)

(会長及び副会長)

第五条 包括ケア会議に会長一名及び副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とし、その再任を妨げない。
- 3 会長及び副会長の任期は、二年とする。
- 4 任期の途中で会長及び副会長に欠員が生じた場合は、第二項の規定を準用する。
この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長の任務は、次のとおりとする。
 - 一 包括ケア会議を総理する。
 - 二 必要に応じて包括ケア会議を招集する。
 - 三 包括ケア会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(平一六告示一五・平三〇告示七三・一部改正)

(会議)

第六条 包括ケア会議は、委員の過半数をもって成立する。

- 2 包括ケア会議の表決は、出席委員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、第三条各号に規定する事項の情報収集や課題等の解決のため、第四条各号の委員以外に関係者の出席を求めることができる。

(入所判定委員会)

第七条 養護老人ホーム及び生活支援ハウスの入所者判定を行うため、入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

- 2 判定委員会は、入所判定委員（以下「判定委員」という。）及び参与をもって構成する。但し、参与は委員長の要請があった場合に限り出席するものとする。
- 3 判定委員の定数は、十名以内とし、町長が委嘱する。
- 4 参与は、少子・高齢化対策を所管する課（以下「主管課」という。）の担当職員、調査員及び委託医師とする。
- 5 判定委員会に委員長一名及び副委員長一名を置くこととし、判定委員の互選とする。
- 6 判定委員会の委員長、副委員長及び判定委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 7 任期の途中で委員長及び副委員長に欠員が生じた場合は、第五項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員長の職務は、次のとおりとする。
 - 一 判定委員会を総理する。
 - 二 必要に応じて判定委員会を招集する。
 - 三 判定委員会の議長となる。
 - 四 入所判定結果を速やかに主管課の課長（以下「主管課長」という。）に報告しなければならない。



- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 10 その他、判定委員会に必要な事項は、別に定める。

(平一六告示一五・平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正)

(児童福祉対策部会)

第八条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び児童福祉の向上を図るため児童福祉対策部会を設置する。

- 2 児童福祉対策部会の構成員は、児童福祉、保健、医療、教育、人権擁護、その他児童福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 児童福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、児童福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 児童福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で児童福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 児童福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
 - 一 児童福祉対策部会を総理する。
 - 二 必要に応じて児童福祉対策部会を招集する。
 - 三 児童福祉対策部会の議長となる。
 - 四 児童福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 児童福祉対策部会の副部会長は、児童福祉対策部会の部会長を補佐し、児童福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、児童福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 その他児童福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(平一七告示六九・追加、平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正)

(障がい者福祉対策部会)

第九条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び障がい者福祉の向上を図るため障がい者福祉対策部会を設置する。

- 2 障がい者福祉対策部会の構成員は、障がい者福祉、保健、医療、その他障がい者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 障がい者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、障がい者福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 障がい者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で障がい者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 障がい者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。



- 一 障がい者福祉対策部会を総理する。
 - 二 必要に応じて障がい者福祉対策部会を招集する。
 - 三 障がい者福祉対策部会の議長となる。
 - 四 障がい者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 障がい者福祉対策部会の副部会長は、障がい者福祉対策部会の部会長を補佐し、障がい者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 8 主管課長は、障がい者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
 - 9 その他障がい者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(平一七告示六九・追加、平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正)

(高齢者福祉対策部会)

第十条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び高齢者福祉の向上を図るため高齢者福祉対策部会を設置する。

- 2 高齢者福祉対策部会の構成員は、高齢者福祉、保健、医療、その他高齢者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 高齢者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、高齢者福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 高齢者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で高齢者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 高齢者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
 - 一 高齢者福祉対策部会を総理する。
 - 二 必要に応じて高齢者福祉対策部会を招集する。
 - 三 高齢者福祉対策部会の議長となる。
 - 四 高齢者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 高齢者福祉対策部会の副部会長は、高齢者福祉対策部会の部会長を補佐し、高齢者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、高齢者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 その他高齢者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(平一七告示六九・追加、平二一告示四八・平三〇告示七三・一部改正)

(事例検討部会)

第十一条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び高齢者のケアマネジメントの質向上を図るため、事例検討部会を設置する。

- 2 事例検討部会は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで、個別課題の解決を



支援すること。

- 二 実態把握や課題解決を図るため、地域関係機関等の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築すること。
 - 三 個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題を発見すること。
 - 四 その他町長が必要と認める事項。
- 3 事例検討部会の構成員は、高齢者福祉、介護、医療の関係者の中から、町長が委嘱する。
 - 4 事例検討部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、事例検討部会の構成員の互選とする。
 - 5 事例検討部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期の途中の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
 - 6 任期の途中で事例検討部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第四項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 事例検討部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
 - 一 事例検討部会を総括する。
 - 二 必要に応じて事例検討部会を招集する。
 - 三 事例検討部会の議長となる。
 - 四 事例検討部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
 - 8 事例検討部会の副部会長は、事例検討部会の部会長を補佐し、事例検討部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 9 主管課長は、事例検討部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
 - 10 その他事例検討部会に必要な事項は、別に定める。

(平三〇告示七三・追加)

(専門部会)

- 第十二条 包括ケア会議で必要と認めた場合は、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。
- 2 部会の構成員、定数及び業務等は、その都度、包括ケア会議で定める。
 - 3 部会に部会長一名を置くこととし、構成員の互選とする。
 - 4 部会に必要に応じて副部会長一名を置くことができる。この場合の選任は、第三項を準用する。
 - 5 任期の途中で部会長及び副部会長が欠けたときは、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 部会長の職務は、次のとおりとする。
 - 一 部会を総理する。
 - 二 必要に応じて部会を招集する。
 - 三 部会の議長となる。
 - 四 部会の決定事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。



- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 部会は、目的を達成した場合は、包括ケア会議の議決をもって解散するものとする。

(平一六告示一五・一部改正、平一七告示六九・旧第八条繰下、平三〇告示七三・旧第十一条繰下)

(事務局)

第十三条 包括ケア会議の事務局は、主管課に設置し、庶務を行う。

- 2 事務局長は、主管課長とする。

(平一七告示六九・旧第九条繰下、平三〇告示七三・旧第十二条繰下)

(委任)

第十四条 この要綱に定めるもののほか、包括ケア会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(平一七告示六九・旧第十条繰下、平三〇告示七三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成十五年一月一日から施行する。

(野辺地町地域ケア会議設置要綱の廃止)

- 2 野辺地町地域ケア会議設置要綱は、廃止する。

前 文(抄)(平成一六年三月一八日告示第一五号)

平成十六年三月二十四日から適用する。

前 文(抄)(平成一七年五月一二日告示第三五号)

平成十七年五月一日から適用する。

前 文(抄)(平成一七年十一月一七日告示第六九号)

平成十七年九月一日から適用する。

附 則(平成一九年三月三〇日告示第二五号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

前 文(抄)(平成一九年五月二八日告示第四〇号)

平成十九年六月一日から適用する。

附 則(平成二〇年三月三一日告示第一九号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

前 文(抄)(平成二一年四月一日告示第四八号)

平成二十一年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成二四年三月三〇日告示第二二号)

平成二十四年四月一日から適用する。

附 則(平成三〇年八月一日告示第七三号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年七月二二日告示第六〇号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。



高齢者福祉対策部会計画策定委員会

第10条第2項 高齢者福祉対策部会の構成員は高齢者福祉、保健、医療、その他高齢者福祉に必要な関係者の中から包括ケア会議で推薦し、町長が委嘱する。

令和2年4月1日現在

	機 関 等 名 称	役 職	氏 名	備考
委 員	野辺地町社会福祉協議会	主査	小 又 郁 美	
	社会福祉法人 福祉の里	支援相談員	福 沢 得 子	
	介護老人保健施設えぼし	介護支援専門員	梅 村 永 寿	
	社会福祉法人 吉幸会 特別養 護老人ホーム 野辺地ホーム	生活相談員	石 橋 勝 彦	
	公立野辺地病院	地域医療連携室 副総看護長	田 荷 美紀子	
	野辺地町民生児童委員協議会	会長	酒 田 正 藏	
	社会福祉法人 愛の園	理事長	蛭 名 克 子	
	近藤の杜	管理責任者	亀 田 悦 子	
	野辺地町老人クラブ連合会	会長	長 濱 竹 美	
	野辺地町介護・福祉課	認定調査員	川 村 奈津子	
	野村接骨院	柔道整復師	野 村 英 敏	
	野辺地町町民課	課長	富 吉 卓 弥	
	野辺地町健康づくり課	課長	飯 田 貴 子	
事 務 局	野辺地町介護・福祉課	課長	瀧 澤 誠	
	野辺地町介護・福祉課	課長補佐	原 裕 平	
	野辺地町介護・福祉課	総括主任保健師	小 林 知 美	



2 計画の策定経過

年月日	会議等	概要
令和2年9月3日（木） ～9月18日（金）	町民アンケート調査の実施	
令和2年9月3日（木） ～9月18日（金）	事業所意識調査の実施	
令和2年9月10日（木） ～9月16日（金）	第1回 野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会 （書面会議）	地域福祉計画策定について
令和3年3月4日（木） ～3月9日（火）	第2回 野辺地町包括福祉ケア会議 高齢者福祉対策部会 （書面会議）	地域福祉計画（素案）について
令和3年3月10日（水） ～3月24日（水）	パブリック・コメント（意見公募）の実施	
令和3年6月	計画を町議会に報告	



野辺地町

野辺地町地域福祉計画

令和 3 年度～7 年度

発行日 令和3年 3 月

発行者 野辺地町

住 所 〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

T E L 0175-64-2111（代表）

F A X 0175-64-9594

U R L <http://www.town.noheji.aomori.jp>

メールアドレス : kaigofukushi@town.noheji.lg.jp